

議案第50号

静岡音楽館条例の一部改正について

静岡音楽館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡音楽館条例の一部を改正する条例

静岡音楽館条例（平成15年静岡市条例第119号）の一部を次のように改正する。

別表3 附属設備及び備品の利用料金の限度額の表中

「

ラジオ中継料	1回	6,380円			
--------	----	--------	--	--	--

を

」

「

ラジオ中継料	1回	6,380円			
インターネット 配信用機材	一式	4,500円	4,500円		
インターネット 配信用通信機器	一式	1,500円	1,500円		
インターネット 配信用拡充機器	一式	1,700円	1,700円		

に

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。